

鹿児島県環境放射線モニタリング技術委員会設置要綱

第1 設置

川内原子力発電所周辺地域の環境放射線監視測定について、学識経験者の意見を聞くため鹿児島県環境放射線モニタリング技術委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について必要な指導・助言を行う。

- (1) 環境放射線監視測定の計画及び結果に関すること。
- (2) 環境放射線監視測定上必要な技術的事項に関すること。

第3 委員

委員会は、環境放射線に関し学識経験のある者により構成する。

- 2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 会議

委員会の会議は、危機管理防災局長が招集する。

- 2 会議には、座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、議事を整理する。
- 4 会議には、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことがある。

第5 庶務

委員会の庶務は、危機管理防災局原子力安全対策課において処理する。

附則

この要綱は、昭和56年7月3日から施行する。

附則

この要綱は、昭和58年1月19日から施行する。

附則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。